

## プール学院大学海外学習助成金支給規程

### (目 的)

第1条 この規程は、プール学院大学（以下「本学」という。）学生国際交流規程第9条の2第2項の規程に基づき、本学から外国の大学等並びに外国の団体等に派遣される学生に支給する海外学習助成金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (支給額)

第2条 支給は、当該年度の1学期及び2学期の2期に分けて行う。支給額は本学の各期授業料の範囲内とする。

### (支給期間)

第3条 支給期間は1年以内とする。

### (申請方法)

第4条 助成金を希望する者は、次の書類を学長に提出する。

- (1) 所定の申請書
- (2) 留学又は留学期間延長を希望する理由、及び留学先での学習計画を記した留学計画書または外国の団体等での活動期間、活動内容等を記した計画書。

### (審査方法)

第5条 助成金に関する審査は、本人の学業成績、人物及び留学計画又は活動計画に基づいて地域・国際委員会で行う。なお、本助成金は、入学特別奨励金・入学奨励金・スカラシップ・特待生型の入学選考時に決定した授業料等の免除、GLP 海外助成金、学生活動助成金を除くプール学院大学が支給するいずれの奨学金、奨励金、助成金、授業料減免とも同時期においては重複して採用しない。過去に英語研修助成金の支給を受けた学生については、本助成金の採用は一回のみとする。

### (支給基準)

第6条 支給のための学業成績等の基準については、細則を別に定める。

### (支給決定)

第7条 助成金の支給の可否は、地域・国際委員会の議を経て、学長が決定する。

### (返還義務)

第8条 次の各号の一に該当する者は、助成金の全額返還を求めるものとする。

- (1) プール学院大学学生国際交流規程第10条に該当し、履修許可の取り消し対象となった者
- (2) 帰国後、本学において修学する意志、又は、成業の見込みがないと認められる者

### (事 務)

第9条 海外学習助成金に関する事務は、地域・国際センターにおいて処理する。

### (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、常務理事会の承認により学長が行うものとする。

### 附 則

この規程は、2000（平成12）年 4月1日から施行する。  
この規程は、2003（平成15）年 4月1日から施行する。  
この規程は、2005（平成17）年 4月1日から施行する。  
この規程は 2006（平成18）年 4月1日から施行する。  
この規程は、2008（平成20）年 4月1日から施行する。  
この規程は、2008（平成20）年10月1日から施行する。  
この規程は、2012（平成24）年 4月1日から施行する。  
この規程は、2015（平成27）年 4月1日から改正施行する。